

流通経済大学 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動制限指針

- ・今後も限定的、集中的な緊急事態宣言が発出される可能性があること。
  - ・大学においては、政府からの休校(休業)要請の有無が大きな判断基準になること。
  - ・休校(休業)要請がない場合は、学修機会の確保が強く求められていること。
- これらを踏まえ以下の通り活動制限指針を改定する。

| レベル                    | 判断基準  | 授業形態                         | 研究活動                                | 課外活動                  | 学生の入構                   | 学生の施設利用                      | 職員勤務                                | 窓口対応                                   | 会議                              |         |
|------------------------|---|------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|-------------------------|------------------------------|-------------------------------------|--|---------------------------------|---------|
| 0                      | 平常時・危機がない状態   | 通常通り、対面で実施。                  | 通常通り                                | 通常通り                  | 通常通り                    | 通常通り                         | 通常通り                                | 通常通り                                   | 通常通り                            |         |
| <b>すべての感染防止対策を実施する</b> |   |                              |                                     |                       |                         |                              |                                     |  |                                 |         |
| 1                      | 政府から大学に休校(休業)要請が出ていない状態                                 | 制限や自粛の要請は出ていないが、感染への注意が必要な状態 | 対面で実施。                              | 研究室で実施可。              | 活動可。                    | 入構可。                         | 利用可。                                | 通常勤務。時差出勤、車通勤推奨。                       | 窓口対応実施。                         | 対面で実施可。 |
| 2                      |   | 催物の開催制限、施設使用制限が出ている状態        | 原則対面で実施。教室の人数制限でやむを得ない場合はオンラインも併用可。 |                       | 認められた場合は活動可。            |                              | 人数や時間等を制限して利用可。                     |  |                                 |         |
| 3                      | 外出・移動の自粛要請が出ている状態                                       | 可能な限り対面で実施。オンラインを併用。         | 原則在宅で実施。必要な場合は事前申請により、研究室で実施可。      | 認められた場合は活動可。(試合・合宿不可) | 授業出席や施設利用等で認められた場合は入構可。 | 一部の施設は人数や時間等を制限して事前申込により利用可。 | 自粛要請内容を踏まえて判断。職場勤務と在宅勤務を併用。         | 原則窓口対応を行わずメール・電話で対応。入構者が窓口に来た場合は柔軟に対応。 | 可能な限りオンライン・文書で実施。必要な場合のみ対面で実施可。 |         |
| 4                      | 政府から大学に休校(休業)要請が出ている状態                                  | オンラインのみで実施。                  | 原則在宅で実施。支障をきたす場合は事前申請により、研究室に入室可。   | 全面活動禁止。               | 入構禁止。                   | 利用不可。                        | 原則在宅勤務。事務機能維持のため職場勤務が必要な場合は最少人数で対応。 | 窓口対応を行わずメール・電話で対応。                     | オンライン・文書で実施。                    |         |
| 5                      | 構内で(集団)感染が発生し、保健所等の指導により、キャンパスの全面閉鎖、構内活動の全面停止等の対応が必要な状態 | オンラインのみで実施。                  | 在宅で実施。                              | 全面活動禁止。               | 入構禁止。                   | 利用不可。                        | 在宅勤務。                               | 窓口対応を行わずメール・電話で対応。                     | オンライン・文書で実施。                    |         |

※本指針内の「すべての感染防止対策を実施する」状況では、マスク着用・検温(入構時必須)・こまめな手洗い・3密回避等をお願いするとともに、構内における十分な換気・飛沫防止パネル等の設置・施設設備の定期消毒等のすべての対策を継続して実施する。